



熊本県公報

目次

告示	
漁船保険義務加入の同意の承認	(漁政課)
"	"
自動車の交通量がきわめて少ない道路の指定の廃止	(道路維持課)
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第二条第七項の規定に基づく電子計算機の指定	(環境保全課)
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請	(県民生活総室)
土地改良区清算人の退任	(農村計画課)
コンピュータ・ウイルス対策サーバの賃借に係る一般競争入札の実施	(情報企画課)
争議行為の予告	(労働雇用課)
登 載 依 頼	
くまもと子ども未来プラン実行推進協議会の会議の開催	(くまもと子ども未来プラン実行推進協議会)
平成十三年度第四次定期監査結果	(監査委員)
平成十二年度行政監査結果に基づく改善措置の公表	"
平成十三年度行政監査結果	"

告 示

熊本県告示第二百十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条の二第二項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号。以下「省令」という。）第二十六条の二の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第百十二条第一項に規定する同意があつたものと認める。

なお、平成十年三月二十三日熊本県告示第二百十号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第百十三条の二第一項第一号の規定により平成十四年三月二十二日限り消滅したので、同条第二項及び省令第二十六条の三の規定により公示する。

平成十四年三月二十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

二見加入区

熊本県告示第二百十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条の二第二項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号。以下「省令」という。）第二十六条の二の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第百十二条第一項に規定する同意があつたものと認める。

なお、平成十年三月二十三日熊本県告示第二百十九号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第百十三条の二第一項第一号の規定により平成十四年三月二十二日限り消滅したので、同条第二項及び省令第二十六条の三の規定により公示する。

平成十四年三月二十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

網田加入区

熊本県告示第二百十八号

昭和三十九年四月七日熊本県告示第二百五号（自動車の交通量がきわめて少ない道路の指定）及び昭和三十九年四月七日熊本県告示第二百六号（自動車の交通量がきわめて少な

い道路の指定)は、廃止する。

平成十四年三月二十二日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県告示第二百十九号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)第二条第七項の規定に基づき、都道府県知事の指定する電子計算機を次のように定め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十二日

熊本県知事 潮谷 義子

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第二条第七項の規定に基づき、熊本県知事の指定する電子計算機を定める件

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第二条第七項に規定する熊本県知事の指定する電子計算機とは、独立行政法人製品評価技術基盤機構に設置される熊本県知事の使用に係る電子計算機とする。

公 告

熊本県公告第百八十八号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年三月二十二日

熊本県知事 潮谷 義子

一 申請年月日

平成十四年三月四日

二 名称

特定非営利活動法人熊本市パークゴルフ協会

三 代表者の氏名

坂田穂積

四 主たる事務所の所在地

熊本市御幸笛田二丁目十七番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、熊本市及び近郊の住民に対して、パークゴルフを通じて健康でさわやかな心身を堅持し、数多くの友人と出会い、友好の輪を広げ、楽しい人生を構築し生涯スポーツの振興に寄与するとともに、パークゴルフを広く紹介し、普及振興を図る事を目的とする。

熊本県公告第百八十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、土地改良区の清算人の退任について届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年三月二十二日

熊本県知事 潮谷 義子

一 土地改良区の名称

津奈木土地改良区

二 退任清算人

氏名	住 所
西川 裕	葦北郡津奈木町大字岩城二二三九番地
齋藤 宗三	葦北郡津奈木町大字津奈木一三四六番地
石田 重治	葦北郡津奈木町大字小津奈木八六〇番地
浦口 齋	葦北郡津奈木町大字岩城二〇六三番地
柳 迫 猛志	葦北郡津奈木町大字岩城二九六一番地
竹 永 純雄	葦北郡津奈木町大字津奈木四一四番地の二
川 野 又男	葦北郡津奈木町大字津奈木一三四三番地の二
斎 藤 行光	葦北郡津奈木町大字千代八九七番地の二
門 崎 敬一	葦北郡津奈木町大字千代五七七番地
林 田 重輝	葦北郡津奈木町大字福浜一六五四番地
森 山 修一	葦北郡津奈木町大字福浜二一八五番地の二
岩 崎 博文	葦北郡津奈木町大字福浜六九一番地の二
長 濱 生幸	葦北郡津奈木町大字福浜三四八七番地の二

熊本県公告第九十号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十四年三月二十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 競争入札に付する事項

1 件名 コンピュータ・ウィルス対策サーバの賃借

2 借入物品及び数量 コンピュータ・ウィルス対策サーバ 一式

3 借入物品の規格及び品質等 入札説明書による。

4 借入期間 平成十四年五月一日から平成十八年三月三十一日まで

5 納入期限 平成十四年四月三十日

6 納入場所 入札説明書による。

7 入札方法

(一) 入札金額は、賃貸借に係る一か月当たりの金額で行う。見積りに当たっては四月賃借料率で計算すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和三十九年熊本県告示第四百二十号）の規定を準用する。

(四) 入札書は入札説明書に示す様式により作成すること。

二 入札参加資格

平成十三年二月二十三日熊本県告示第四百十三号（平成十三年度物品（電気通信機器類及びOA機器類）の借入れに係る一般競争入札に参加する物に必要な資格等）による資格審査において、入札参加資格を有すると認められた者

三 入札に参加できる者

二に掲げる入札参加資格を有する者で、納入しようとする物品の仕様を示す書類を平成十四年三月二十七日午後五時十五分までに熊本県企画開発部情報企画課電子県庁推進班へ提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提出した者

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

熊本県企画開発部情報企画課電子県庁推進班（熊本県庁行政棟新館九階）

郵便番号八六二一八五七〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

電話番号 〇九六一三八三一一一一 内線三〇八七、三〇八六

2 入札説明書の交付

(一) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

(二) 交付期限は、平成十四年三月二十九日までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成十四年三月二十九日 午後一時三十分

(二) 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県庁行政棟新館九階 情報企画課内 O A ルーム

4 入札書の提出方法

四の3記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、四の1記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

5 入札に関する事務を担当する部局の名称

熊本県企画開発部情報企画課電子県庁推進班（熊本県庁行政棟新館九階）

郵便番号八六二一八五七〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

電話番号 〇九六一三八三一一一一 内線三〇八七、三〇八六

6 その他

1 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もつた一月当たりの額に借入月数（四十七月）を乗じた額の百分の五以上の金額を四の3記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(一) 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に保を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(二) 入札に参加しようとする者が、過去二箇年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたつて締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

3 契約保証金

落札者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額に借入月数（四十七月）を

乗じた額の百分の十以上の金額を四の1に記載する場所に納付すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

(一) 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(二) 過去二箇年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

4 無効の入札

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札その他入札説明書に記載する無効の入札に該当する入札は、無効とする。

5 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

6 最低制限価格

設定しない。

7 契約書作成の要否

要

8 その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第九十一号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、健康保険病院労働組合八代総合病院支部支部長から平成十四年三月十四日付けで次のとおり争議行為を行う旨通知があったので、同法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十條の四第四項の規定により公表する。

平成十四年三月二十二日

熊本県知事 潮谷 義子

一 争議行為の目的

増員要求等七十七項目の要求獲得

二 争議行為の日時

平成十四年三月二十五日午前零時から本問題の解決に至るまでの期間

三 争議行為の種類

健康保険八代総合病院の全体あるいは部分的に連続を含むすべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員については配慮する。

四 争議行為を行う場所

健康保険八代総合病院施設の全職場及びその敷地(八代市松江城町二二六)

登 載 依 頼

くまもと子ども未来プラン実行推進協議会公告第一号

くまもと子ども未来プラン実行推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成十四年三月二十二日

くまもと子ども未来プラン実行推進協議会 会長 米澤 和彦

一 開催日時

平成十四年三月二十七日(水)

午前十時から十二時まで

二 開催場所

熊本県熊本市東町四丁目十番一号

グランド肥後 二階 朝日

三 議題

「くまもと子ども未来プラン」の推進について

1 平成十三年度の取組み状況、平成十四年度の取組みについて

2 関係団体の取組みについて

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、氏名、住所を記入し、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

くまもと子ども未来プラン実行推進協議会事務局（熊本県健康福祉部児童家庭課少子化対策企画班）

（〇九六―三八三―一―一 内線七二二六）

熊本県監査委員公告第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第四項の規定により平成十三年十月十六日から平成十四年二月十四日までの間に実施した監査の結果を、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成十四年三月二十二日

熊本県監査委員
 松 島 紀 男
 白 石 和 男
 山 本 秀 久
 児 玉 文 雄

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査執行年月日

監査対象機関	監査対象期間	監査執行年月日
総務部	熊本県立大学	平成 12 年 4 月～平成 13 年 3 月
	消防学校	"
健康福祉部	福祉総合相談所	"
	保育大学校	"
	清水が丘学園	"
	肥後学園	"
環境生活部	消費生活センター	"
	計量検定所	"
商工観光労働部	工業技術センター	"
	熊本高等技術訓練校	"
	天草高等技術訓練校	"
	技術短期大学校	"
農政部	農業研究センター	"
	食品加工研究所	"
	農業大学校	"
林務水産部	林業研究指導所	"
	水産研究センター	"
	漁業取締事務所	"
土木部	産業開発青年隊訓練所	"
	三角港管理事務所	"
	八代港管理事務所	"
	水俣港管理事務所	"
	熊本港管理事務所	"
	新幹線八代事務所	"
	新幹線芦北事務所	"
教育委員会	教育センター	"
	県立図書館	"
	天草青年の家	"
	菊池少年自然の家	"
	豊野少年自然の家	"
	あきた青少年の家	"
	県立美術館	"
	装飾古墳館	"